

図書館アドバイザー設置要綱

(目的及び名称)

第1条 神奈川県立の図書館（県立図書館、県立川崎図書館）の運営について指導及び助言（以下「アドバイス」という。）を聴取することを目的として「図書館アドバイザー」を設置する。

(選任)

第2条 図書館アドバイザーは、図書館の運営に資する専門的知識を有する者のうちから、県立図書館長が選任する。

2 図書館アドバイザーは、2名以上とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、県立図書館長はこれを変更することができる。

3 図書館アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイスを求める事項)

第3条 図書館アドバイザーは、県立図書館長の求めにより、次の事項に関するアドバイスを行う。

- (1) 県立図書館及び県立川崎図書館の運営全般に関すること
- (2) 図書館ネットワークおよび県域を支える図書館のあり方に関すること
- (3) 県内図書館の振興に関すること

(アドバイザー・レクチャー等)

第4条 県立図書館長は、図書館アドバイザーのアドバイスを聴取するため、アドバイザーによる講義（以下「アドバイザー・レクチャー」という。）を年1回以上開催する。

2 第1項のほか、県立図書館長は、必要に応じて、図書館アドバイザー全員を招集する会議（以下「図書館アドバイザー会議」という。）の開催、その他任意の方法によりアドバイスを聴取することができる。

3 図書館アドバイザー会議の議長は、県立図書館長が務める。

4 県立図書館長及び県立川崎図書館長は、アドバイザー・レクチャー及び図書館アドバイザー会議に所属職員を出席させることができる。

(事前協議)

第5条 県立図書館長と県立川崎図書館長は、次の事項について、事前に協議する。

- (1) 第2条第1項に基づく図書館アドバイザーの選任
- (2) 第2項第2項ただし書きに基づく図書館アドバイザーの人数の変更
- (3) 第4条第1項に基づくアドバイザー・レクチャーの開催
- (4) 第4条第2項に基づく図書館アドバイザー会議の開催、その他任意の方法の実施

(情報提供及び情報の保護)

第6条 県立図書館長及び県立川崎図書館長は、図書館アドバイザーにアドバイスを求めるに当たり、必要な情報を提供する。

- 2 図書館アドバイザーは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(情報公開)

第7条 県立図書館長は、アドバイザー・レクチャーの実施結果及びアドバイスによる具体的な成果等がある場合にはその内容について、神奈川県立の図書館のホームページ上に公表するものとする。

(庶務)

第8条 図書館アドバイザーに関する庶務は、県立図書館企画サービス部企画協力課において処理する。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、図書館アドバイザーのアドバイスの実施に関し必要な事項は、県立図書館長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- 2 図書館アドバイザー設置に関する要綱（令和2年4月1日施行）は廃止する。